

平成22年6月

建築主のみなさまへ

建築計画概要書の書式の統一について

平素は、京都市の建築行政に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

建築計画概要書につきましては、これまでにも皆様の御協力により、一般市民の閲覧に供するものとして、記載内容や表現方法等の統一を図ってまいりましたが、今般、さらなる市民サービス向上のため、再度記入方法の周知に努めて参ることとなりました。

つきましては、別紙のとおり建築計画概要書の記入方法について注意事項をとりまとめましたので、建築確認の申請にあたって、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ

京都市都市計画局建築指導部建築審査課

TEL 075-222-3616

FAX 075-212-3657

建築計画概要書記入上の注意事項

□ 第二面

【5.その他の区域、地域、地区又は街区】

- ・区域の規制内容については、許可、承認等の要不要、有無に関わらず記入またはチェックする。

[法 22 条区域、高度地区、景観地区、建造物修景地区、風致地区、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、自然風景保全地区、眺望景観保全地域、都市施設、土地区画整理地区、宅地造成工事規制区域、下水道整備区域、地区計画、建築協定、特定用途地区、特定街区、高度利用地区など]

【6.道路】

【イ.幅員】

- ・4m未満の二項道路、43 条ただし書き通路の場合は「4m」と記入。

【ロ.敷地と接している部分の長さ】

- ・43 条ただし書きの場合は通路に接する部分の長さを記入。

【7.敷地面積】

【ハ.建築基準法第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物の容積率】

- ・指定容積率と道路幅員による容積率の小さい方を区域ごとに記入。

【ニ.建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建ぺい率】

- ・建ぺい率を区域ごとに記入。

【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

- ・複数地域に敷地がまたがる場合は、加重平均計算をした値を記入。

【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

- ・複数地域に敷地がまたがる場合は、加重平均計算をした値を記入。角地緩和がある場合は緩和後の数値を記入。

【チ.備考】

- ・建ぺい率緩和の適用、敷地面積の最低限度の規制などを記入。

【14.許可・認定等】

- ・許可・認定等がある場合は当該許可・認定等の番号及び許可・認定等を受けた日付を記入する。「事前調査報告書」に手続き必要として記載のあるもの。
- ・開発非該当又は許可不要の場合、スタンプが押されていること。

【15.工事着手予定年月日】

- ・確認日以降の日付を記入する。

【17.指定特定工程工事終了予定年月日】

- ・中間検査対象の場合は記入する。

【19.備考】

- ・計画変更申請の場合は必ず変更の概要を記入する。

□ 第三面

《付近見取図》

- ・敷地の位置が特定し難い場合は交差点(あるいは目印になるもの)からの距離を記入する。

《配置図》

- ・縮小コピー等で文字や寸法が読み取れることのないようにする。

※ 確認時、概要書に誤記等により訂正がある場合は、正しい文字が記入されたものを新しく作成して提出していただくようお願いします。

※ 訂正箇所が1, 2箇所で、やむを得ず訂正する場合は、2重線消しの上正しい文字を記入し、訂正印は押さないでください。

※ 第三面に付近見取図及び配置図を貼り付ける場合は、割り印は不要です。